

第 八 十 九 号 議 案

江戸川区発達相談・支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区発達相談・支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区発達相談・支援センター条例（平成三十年三月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「法第六条の三第十二項」を「同条第十二項」に改め、
同条第三項第四号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。
第十条第一項中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。